

竹富町自然環境保護条例

竹富町自然環境保護条例（平成8年竹富町条例第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 希少野生動植物の保護

第1節 希少野生動植物の指定（第8条）

第2節 生息地等の保護に関する規制（第9条—第16条）

第3節 保護管理事業（第17条—第20条）

第4節 特別希少野生動植物の指定（第21条）

第5節 個体の取扱いに関する規制（第22条—第28条）

第3章 外来生物による生態系等に係る被害の防止

第1節 指定外来生物の指定（第29条）

第2節 個体の取扱いに関する規制（第30条—第35条）

第3節 被害防止のための取組（第36条—第42条）

第4章 推進体制の整備等（第43条—第49条）

第5章 雑則（第50条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、竹富町に生息する野生動植物（町外から本町に導入されたことによりその本来の生息・生育地の外に存することとなった動植物を除く。以下同じ。）が、世界的に見ても貴重な財産であるとともに、生態系の重要な構成要素であることから、野生動植物の多様性の保全を図るため、基本理念を定め、及び町、事業者、町民等の責務を明らかにするとともに、野生動植物の多様性の保全のための規制その他の措置を総合的に講ずることにより、町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

よる。

(1) 希少野生動植物 町内にその本来の生息・生育地を有する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種を含む。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして第8条の規定により町長が指定したものをいう。

ア 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。

イ 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく減少しつつあること。

ウ 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の生息・生育地が著しく消滅しつつあること。

エ 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の生息・生育環境が著しく悪化しつつあること。

オ 各島の町民がシンボルとして大切に保護している種であること。

カ アからエまでに掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があること。

(2) 特別希少野生動植物 希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項に規定する希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項4号に規定する記念物を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして第21条の規定により町長が指定したものをいう。

ア 種の絶滅の危険度に関する科学的・客観的評価において高いランクに位置付けられている希少性の高い種であること。

イ 分布の北限・南限種、固有種等の分布特殊性の高い種であること。

ウ 捕獲・採取圧が主な減少要因となっている種、オークションサイトでの取引対象種等の流通性の高い種であること。

エ 特殊な環境に依存して生息・生育している種であること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、専門家から学術的価値や保護の緊急性に関する指摘がなされている等の事情があること。

(3) 外来生物 町外から本町に導入されることにより、その本来の生息・生育地の外に存することとなる動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種を含む。以下同じ。）をいう。

(4) 指定外来生物 町内にその本来の生息・生育地を有する野生動植物の種とその性質が異なることにより、町内において生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定

する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）種を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして第29条の規定により町長が指定したものをいう。

ア 町内に捕食や競合等の直接的影響が想定される在来種、在来亜種が存在する種であること。

イ 繁殖、拡散能力が高く、侵入後の影響が甚大である可能性が高い種であること。

ウ 病原菌やウイルス等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第2条に規定される狂犬病、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定される検疫感染症を除く。）の媒体となる可能性が高い種であること。

エ 在来種、在来亜種との交雑による遺伝的攪乱の可能性が高い種であること。

オ アからエまでに掲げる生態系影響のみならず、人体や産業への影響も懸念される等の事情があること。

（5）町民等 町民、滞在者及び旅行者をいう。

（基本理念）

第3条 野生動植物の多様性は、町内に生息・生育する全ての野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として町民に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、その保全について町民等の理解が深められるとともに、町民のみならず国民共有の財産として、次代に継承し、並びに現在及び将来の町民がその恵沢を享受できるよう、長期的な観点からその保全が図られなければならない。

2 野生動植物の多様性は、人の様々な活動が野生動植物の多様性を損なうおそれがあること、あるいはその維持に寄与する可能性があることにかんがみ、町、事業者、町民等が自らの活動による影響や効果を認識し、野生動植物の保護及び野生動植物が生息・生育する環境の維持に配慮することにより、その保全が図られなければならない。

3 野生動植物の多様性は、自然環境の中で多くの野生動植物がかかわり合いながら形成されるものであることにかんがみ、希少野生動植物の個体数が適切に回復するよう、野生動植物及びその生息・生育する地域の自然環境の特性に応じて、一体的にその保全が図られなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、野生動植物の多様性の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、広報活動等を通じて、野生動植物の多様性の保全に関する事業者及び町民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地域の開発及び整備その他の野生動植物の生息・生育の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、野生動植物の多様性が保全されるよう配慮するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる野生動植物の生息・生育の環境の悪化を防止するために、当該環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、野生動植物の多様性の保全に自ら努めるとともに、町が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

2 町民等は、登山その他の野外活動を行うに当たっては、その活動が野生動植物の生息・生育地の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第7条 町は、この条例の適用に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに町土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 希少野生動植物の保護

第1節 希少野生動植物の指定

(希少野生動植物の指定)

第8条 町長は、希少野生動植物を指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、希少野生動植物を告示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

5 町長は、希少野生動植物の個体の生息・生育の状況等により指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定解除について準用する。

第2節 生息地等の保護に関する規制

(土地の所有者等の義務)

第9条 土地（水域を含む。以下同じ。）の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、

希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(土地の所有者等に対する助言又は指導)

第10条 町長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対して、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(希少野生動植物保護区)

第11条 町長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息・生育地若しくはこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を、希少野生動植物保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針（以下「指定の区域等」という。）を定めてこれをする。

3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域等の案を公衆の縦覧に供しななければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、町長に指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

6 町長は、指定の区域等の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。ただし、次の各号に掲げる事情が認められる場合には、この限りではない。

(1) 審議会が指定に対して住民の利害に関係がないと判断したとき。

(2) 町が公聴会に代わるものとして、住民の意見を反映させるための説明会等を既に開催しているとき。

(3) 町長が指定に対して緊急性を有すると判断したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が公聴会の開催の必要がないと認めるとき。

7 町長は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び指定に係る希少野生動植物を告示しななければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 町長は、希少野生動植物保護区に係る希少野生動植物の個体の生息・生育状況の変化その他の

事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(行為の制限)

第12条 希少野生動植物保護区の区域内においては、次に掲げる行為は、町長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採・損傷すること。
- (7) 希少野生動植物の個体及びその個体の生息・生育に必要なものとして町長が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をすること。
- (8) 希少野生動植物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であって町長が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に、排水設備を設けて污水又は廃水を排出すること。
- (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の町長が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を離発着させること。
- (10) 希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として町長が指定するものの個体を放ち（放し飼いを含む。以下同じ。）、植栽し、又はまくこと。
- (11) 希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして町長が指定する物質を散布すること。
- (12) 火入れ又はたき火をすること。
- (13) 希少野生動植物の個体の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある方法として町長が定める方法によりその個体を観察すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。

3 町長は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指定の区域の保護に関する指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしてはならない。

4 町長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、

第1項の許可に条件を付することができる。

- 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に町長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 6 非常災害に対する必要な応急措置としての行為については、第1項の規定は、適用しない。
- 7 前項に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して14日を経過する日までの間に町長にその旨を届け出なければならない。
- 8 第1項の規定により同項7号、8号又は10号に掲げる行為の規制は、各号における町長の指定が告示によってその効力を生じることとなった時から適用される。

(措置命令等)

第13条 町長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、希少野生動植物保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対して、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 町長は、前条第1項の規定に違反した者又は前条第4項の規定により許可に付された条件に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物の個体の生息・生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対して、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復その他希少野生動植物の個体の生息・生育地の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 町長は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。
- 4 前項の規定において許可を取り消された者は、許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過するまで、前条第2項の許可の申請を行うことはできない。

(報告徴収及び立入検査等)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、希少野生動植物保護区の区域内において第12条第1項各号に掲げる行為をした者に対して、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、希少野生動植物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立入り、その者がした行為の実施状況につ

いて検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第15条 町長は、第11条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 町長は、職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第16条 町は、第12条第1項の許可を受けることができないために、又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたために損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、町長にこれを請求しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第3節 保護管理事業

(保護管理事業及び保護管理事業計画)

第17条 町は、希少野生動植物の保護又はその個体の生息・生育地若しくはこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域・環境の維持・改善のため必要があると認めるときは、保護管理事業を実施するものとする。

2 町長は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資すると認めるときは、保護管理事業計画を定めるよう努めるものとする。

3 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が実施されるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適

正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

4 町長は、第2項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

5 第1項及び前項の規定は、第1項の保護管理事業計画の変更について準用する。

(保護管理事業の認定等)

第18条 国及び地方公共団体以外の者は、その実施する保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合している旨の町長の認定を受けることができる。当該認定を受けた保護管理事業の事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第20条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

(認定保護管理事業等の実施等)

第19条 認定保護管理事業等（町の保護管理事業、及び第18条第1項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下同じ。）は、第17条第2項の保護管理事業計画が定められたときには、当該計画に即して実施されなければならない。

2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第12条第1項及び第7項並びに第24条の規定は、適用しない。

3 希少野生動植物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される保護管理事業のために必要な施設の設置に協力しなければならない。

4 町長は、前条第1項の認定を受けて保護管理事業を実施する者に対して、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(認定保護管理事業等の廃止等)

第20条 第18条第1項の認定を受けて保護管理事業を実施する者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第17条第1項の保護管理事業計画に即して実施することができなくなったときは、その旨を町長に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第18条第1項の認定を取り消すことができる。

3 町長は、第18条第1項の認定を受けて保護管理事業を実施する者が、その保護管理事業を第17条第2項の保護管理事業計画に即して実施していないと認めるとき、その保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、又は前条第4項に規定する報告をせず、

若しくは虚偽の報告をしたときは、その者に対して、その認定を取り消し、又はその保護管理事業の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復その他希少野生動植物の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4節 特別希少野生動植物の指定

(特別希少野生動植物の指定)

第21条 町長は、特別希少野生動植物を指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、特別希少野生動植物を告示しなければならない。
- 4 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
- 5 町長は、特別希少野生動植物の個体の生息・生育の状況等により指定の必要がなくなったと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第5節 個体の取扱いに関する規制

(個体の所有者等の義務)

第22条 特別希少野生動植物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の所有者又は占有者は、特別希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(個体の所有者等に対する助言又は指導)

第23条 町長は、特別希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特別希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対して、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等の禁止)

第24条 特別希少野生動植物の個体は、その生死に関わらず、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第25条 学術研究又は繁殖の目的その他の規則で定める目的で特別希少野生動植物の個体の捕獲等

をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。
- 3 町長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって特別希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 町長は、特別希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 町長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者又はその従事者は、捕獲等をするときは、許可証を携帯し、町の職員その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第26条 町長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第7項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により許可に付された条件に違反した場合において、特別希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前条第1項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく町長の処分違反した場合において、特別希少野生動植物の保護のため必要があると認めるとき、あるいは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。
- 3 前項の規定において許可を取り消された者は、許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過するまで、前条第2項の許可の申請を行うことはできない。

(報告徴収及び立入検査等)

第27条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第25条第1項の許可を受けた者に対して、

特別希少野生動植物の個体の取扱い状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、特別希少野生動植物の個体の飼養栽培施設等に立入り、特別希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(搬出、販売及び譲渡等の禁止)

第28条 第24条の規定に違反して捕獲等をされた特別希少野生動植物の個体（その加工品であって規則で定めるものを含む。）は、町内各島からの搬出、販売及び譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

第3章 外来生物による生態系等に係る被害の防止

第1節 指定外来生物の指定

(指定外来生物の指定)

第29条 町長は、指定外来生物を指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定外来生物を告示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

5 町長は、指定外来生物による生態系等に係る被害の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第2節 個体の取扱いに関する規制

(飼養等の届出)

第30条 指定外来生物の個体（生きているものに限る。以下同じ。）の飼養等をする者は、規則で定めるところにより、当該飼養等を開始した日から起算して30日を経過する日までの間に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。ただし、非常災害に対する必要な応急措置として

の行為に伴って飼養等をする場合その他規則で定めるやむを得ない事由がある場合については、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定外来生物の種類及び数量
- (3) 飼養等のための施設の所在地
- (4) 飼養等のための施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る飼養等をやめたとき、又はその届出に係る事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があったときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を町長に届け出なければならない。

3 一の種が指定外来生物に指定された際、現にその指定外来生物の個体の飼養等をしている者は、その種が指定外来生物に指定された日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。この場合において、この項の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をしたものとみなす。

（指定外来生物の個体の取扱い）

第31条 指定外来生物の個体の飼養等をする者は、当該指定外来生物に係る適合飼養等施設（指定外来生物の性質に応じて規則で定める基準に適合する飼養等のための施設をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

2 指定外来生物の個体の飼養等をする者は、飼養等に当たっては、当該個体の飼養等の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他の規則で定める方法によらなければならない。

（措置命令）

第32条 町長は、指定外来生物の個体の飼養等をする者が前条第1項又は第2項の規定に違反した場合において指定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該指定外来生物の個体に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（放つこと等の禁止）

第33条 指定外来生物の個体は、町内において当該指定外来生物に係る適合飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

2 指定外来生物の個体は、町内において当該指定外来生物に係る適合飼養等施設を備えていない

者に譲渡してはならない。

(販売に当たっての説明)

第34条 指定外来生物の個体の販売を業とする者は、町内において当該販売に係る指定外来生物の個体を購入しようとする者に対して、当該指定外来生物の個体の適正な飼養等の方法及び当該指定外来生物による生態系等に係る被害の内容について、必要な説明を行わなければならない。

(報告徴収及び立入検査等)

第35条 町長は、第29条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来生物の個体の飼養等をする者又は販売を業とする者に対して、町内における指定外来生物の個体の取扱い状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 町長は、第29条から前条までの規定の施行に必要な限度において、職員に、町内における指定外来生物の個体の飼養等若しくは販売に係る施設に立入り、指定外来生物の個体、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第3節 被害防止のための取組

(指定外来生物の個体等の防除)

第36条 町長は、指定外来生物又は特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、当該指定外来生物又は当該特定外来生物の個体の防除を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定による防除の実施に当たっては、当該防除の適正かつ効果的な実施に資すると認めるときは、防除の実施に係る計画を策定するよう努めるものとする。ただし、緊急に防除を行う必要がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 防除の対象となる指定外来生物又は特定外来生物の種類
 - (2) 防除を行う区域及び期間
 - (3) 捕獲、採取、殺処分その他の防除の内容
 - (4) その他防除の実施に関し必要な事項
- 4 町長は、第2項の計画を策定したときは、その内容を告示しなければならない。

(土地への立入り等)

第37条 町長は、前条第1項の規定による指定外来生物の個体又は特定外来生物の防除に必要な限度において、職員に、他人の土地に立入り、指定外来生物若しくは特定外来生物の個体の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は指定外来生物若しくは特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 町長は、職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地又は立木竹の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第38条 町は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、町長にこれを請求しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(国及び他の地方公共団体による防除)

第39条 町は、国及び他の地方公共団体が行う指定外来生物の個体又は特定外来生物の防除について、必要な情報提供、助言及び協力を行うものとする。

(緑化における配慮)

第40条 町は、緑地の造成その他の緑化事業を行う場合は、指定外来生物以外の外来生物に属する植物であって生態系に影響を及ぼすおそれのあるものを使用しないように配慮しなければならない。

2 町長は、国及び他の地方公共団体が緑地の造成その他の緑化事業を行う場合は、指定外来生物以外の外来生物に属する植物であって生態系に影響を及ぼすおそれのあるものを使用しないように配慮するよう要請することができる。

(外来生物に関する情報の収集等)

第41条 町は、野生動植物を保護するために、町内における外来生物に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物に関する情報の提供)

第42条 町は、外来生物が野生動植物の個体の生息・生育に及ぼす影響について、町民等及び事業者の理解が深まるよう、その情報の提供を行うものとする。

第4章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第43条 町は、野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進又は実施するために、必要な監視及び指導の体制の整備に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第44条 町は、野生動植物の多様性の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第45条 町は、野生動植物の個体の生息・生育の状況、その生息・生育地の状況その他野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項について、国及び他の地方公共団体、町民等、事業者、民間団体及び関係機関の協力を得て調査研究を推進し、かつ情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(教育及び学習の機会の充実等)

第46条 町は、野生動植物の多様性の保全について、町民等及び事業者の理解が深まるよう、国及び他の地方公共団体、民間団体及び関係機関と連携し、野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第47条 町は、野生動植物の多様性の保全を促進するために、国及び他の地方公共団体、民間団体及び関係機関と連携し、専門的な知識を有する人材を育成するための必要な措置を講ずるものとする。

(町民等、事業者及び民間団体の活動への支援)

第48条 町は、町民等、事業者及び民間団体が自発的に行う野生動植物の多様性の保全に関する活動について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(野生動植物保護推進員)

第49条 町長は、野生動植物の多様性の保全に熱意と高い識見を有する者のうちから、野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 野生動植物の多様性の保全に関する啓発をすること。
- (2) 野生動植物の個体の生息・生育の状況又はその生息・生育地の状況について調査をすること。

- (3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息・生育地の土地の所有者若しくは占有者に対して、希少野生動植物の保護に必要な助言をすること。
 - (4) 野生動植物の保護に関する活動を行う者に対して、その活動の支援に必要な助言及び指導をすること。
 - (5) 野生動植物の多様性の保全のため国、県又は町が行う施策に必要な協力をすること。
- 3 推進員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。なお補欠の推進員の任期は前任者の在任期間とする。
- 4 推進員が特別希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第24条の規定は適用しない。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第50条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う事務又は事業については、第10条、第12条第1項及び第7項、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第23条並びに第24条の規定は、適用しない。

- 2 国等は、第24条第2号に掲げる場合以外の場合で、特別希少野生動植物の個体の捕獲等をしようとするとき、又は第12条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、町長に協議しなければならない。

(規則への委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(この条例及び指定事項の見直し)

第52条 町は、この条例の施行後5年以内ごとを目途として、この条例の運用状況、町内の自然環境及び生物多様性並びに社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定や規定に基づく指定事項が適切なものであるかどうかについて検討しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく検討の結果、見直しを必要とする場合は、町は条例や指定事項の改正等必要な措置を講ずるものとする。

第6章 罰則

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項、第24条、第28条又は第33条の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第12条第1項若しくは第25条第1項の許可又は第18条第1項の認定を受けた者

- (3) 第13条第2項、第20条第3項、第26条第1項又は第32条の規定による命令に違反した者
- (4) 第12条第4項又は第25条第4項の規定により許可に付された条件に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第15条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- (3) 第25条第6項の規定に違反して許可証を携帯しないで捕獲等をした者
- (4) 第27条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (5) 第30条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第35条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第55条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第53条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。